

令和7年8月21日

株式会社FJネクストホールディングス
代表取締役会長 肥田 幸春 殿
代表取締役社長 肥田 恵輔 殿

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築計画
株主 兼 近隣住民代表



直 訴 状 (その 1 1)

冠省 今回で、11回目の直訴状である。

令和5年6月27日の直訴状を皮切りに、令和6年10月17日の直訴状(その10)まで、連結子会社・株式会社FJ ネクストの代表取締役でもある肥田会長宛て、再三に渡り、直訴状を通じて、本件マンション新築に係る開発計画の問題点につき、近隣住民としての意見及び注意喚起を行ってきた。

直訴状(その9)及び(その10)については、「青空を渡さない会」のサイト内、「ゼネコンの方必見」の項目7及び8にも掲載済であるので、再確認頂ければ幸甚である。

私が、近隣住民を代表して、肥田会長に直訴状10通を差し上げている間にも、FJネクストの開発事業本部長(兼役員)に対し、本件プロジェクトの責任者である部長代理の所業につき、多くの問題点の指摘を行ってきた。そして、肥田会長若しくは開発事業本部長が、近隣住民と直接会い、部下である社員の説明会での対応を見聞きし、若しくは、胸襟を開いた意見交換に参加し、いち早く問題点の解決を行い、工事に着手できるよう、近隣住民が手を差し伸べ、積極的に問い掛けや呼び掛けを行ってきた。

残念なことに、その面談の提案の実現もなく、当初の工事説明会から2年4カ月が悪戯に経過した。多くの時間が無駄に徒過した主因は、①FJ ネクストの責任者が約束したことを守らないこと、②横浜市のガイドラインに則った近隣住民の意見に耳を傾けないこと、③住民から受けた質問に対する回答(書簡)の内容の多くに虚偽記載があること、④自ら提示した資料に対する説明会の開催を拒否し続け、いつまでも説明責任を果たさないこと等である。詳しい内容については、「青空を渡さない会」のホームページ及び「X」をご一読頂ければ、そこにすべてが詳細に記載されている。

なお、直近では、本件計画敷地の土地購入の責任者である FI ネクストの部長代理が、「工場跡地であることを知りながら、土地の購入の意思決定を行っていたにも拘らず、そのことを知っていた素振りも見せずに、頑なに土壤汚染の調査を拒否していたこと」が、大きな障害になっていた。

1年8カ月掛けて、近隣住民が「計画地は工場跡地であったこと」、「有害物質使用されていた蓋然性が高いこと」等を、関係資料及び論文等を添付し意見したところ、漸く令和7年5月に、土壤汚染の1次調査が行われ、特定有害物質であるトリクロロエチレンが基準値の120倍検出されたところである。

近隣住民は、貴殿等から送付されてきた専門的かつ技術的で膨大な土壤汚染の関係資料に対する説明会の開催を、15回に渡り、貴殿らが委任した弁護士法人・仁平総合法律事務所の代理人弁護士ら宛てに書簡にて要請したが、代理人弁護士らは、その説明会開催を頑なに拒否し続け、現在も事態は何一つ前進していない。

開発事業者は、工事に行うに際し、近隣住民に多大な迷惑を掛けることから、自らが提示した資料に関し、近隣住民からの理解・協力を得ることなしには、前進できない事は自明の理である。即ち、資料の説明責任を果たすことが、貴殿らにとって最優先事項である。

今回の送付資料の中に肥田会長宛ての「説明会の開催要請」（令和7年8月21日付け）と題した書簡を同封したので、その質問書の内容を、肥田会長及び肥田社長がご一読され、FJ ネクストホールディングの最高責任者として、説明会開催の英断をされることを祈念する。

なお、本件事業に関する真摯な説明が一向に行われないことから、令和7年4月26日に、近隣住民、周辺住民が洋光台三丁目町内会館に参集し、(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台新築計画に対する反対運動(事業撤退の要請を含む)の総決起集会が開催され、同日付で、採択書が決議されていることをご確認されたい(「青空を渡さない会」のサイト内、「ゼネコンの方必見」の項目12に「採択書」掲載済み)。

現状においては、貴殿らが、如何様に工事を行おうとしても、近隣住民及び周辺住民からの協力は一切得られず、工事は頓挫する宿命にあることをご了知されたい。

また、私は、本件事業計画発表後に、貴殿らの会社の株主になった。今後も、継続して近隣住民に真摯に向き合わない対応を継続するのであれば、株主代表訴訟の準備を進める予定である。貴殿等の連結子会社の FJ ネクストの肥田社長を含む役員及び社員らの誤った対応・判断により、工事が遅々として進まず、株主の利益を大幅に毀損していることは明白であり、それを立証するための関連資料は、私の手元にあり余るほどあることは言うに及ばない。

最後に、今後も貴殿らが事業に係る説明責任を継続して放棄するのなら、即時、事業撤退を決断し、他の開発事業者に本件土地の使用を委ねることが賢い選択であることを併せて付言する。

肥田会長及び肥田社長にて協議し、英断されたい。

不一

注)本書簡は、個人情報保護のうえ、青空を渡さない会のホームページに掲載することを念のため申し添える。